平成２１年（フ）第８３号
茨城県鹿嶋市荒野93　内田源一方、住民票上の住所茨城県鹿嶋市荒野1899番地２
債務者　出頭美由紀
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８４号
茨城県神栖市筒井1470番地35　コーポラス筒井Ａ―205
債務者　長谷川淳子（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８５号
茨城県神栖市知手中央10丁目８番17号　佐藤アパート１号
債務者　倉岡　友和
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８７号
茨城県神栖市若松中央５丁目30番３号、住民票上の住所茨城県神栖市知手707番地４
債務者　横山　和哉
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第８８号
茨城県神栖市息栖2826番地141
債務者　石岡　優子
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９１号
茨城県神栖市平泉2786番地　メゾン第一Ａ202
債務者　山口　裕行
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９２号
茨城県神栖市平泉2786番地　メゾン第一Ａ202
債務者　山口　美幸
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第９７号
茨城県神栖市溝口675番地
債務者　飯田　　将
１　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２４１号
山梨県南アルプス市十五所494番地
債務者　沢登　美幸
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
山梨県中央市布施1689番地３　ハイツ河西203号
債務者　識名ジャネット（ＳＨＩＫＩＮＡ　ＲＯＭＥＲＯ　ＹＡＮＥＴ　ＭＡＲＩＳＯＬ）
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
山梨県笛吹市石和町井戸229番地１　セジュール豊丘Ｄ301
債務者　長沼　年彦
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２５８号
山梨県甲府市東光寺１丁目７番７号　サンパレスＴ101号室
債務者　力丸　恭子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
山梨県甲府市富竹４丁目８番38号
債務者　沼田　初子
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
長野県千曲市大字屋代710番地８
債務者　片桐　隆一
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７００号
京都市山科区椥辻番所ケ口町36番地１　レ・ゾンド勧修寺Ⅱ105
債務者　塚本　晃宏
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
京都市右京区西院平町５番地　アルバドール山双501号室
債務者　吉田　宗晴
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７４号
京都市伏見区桃山町泰長老176番地１　観月橋団地10―204
債務者　武田　　敏
１　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係